

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月4日(木)午前9時30分から午前11時10分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(12人)

会長	1番	宮島 勇
会長職務代理者	2番	野澤 典生
農業委員	4番	飯澤 誠
	5番	小野 耕一
	6番	上島 栄子
推進委員		春日 昭利
		立澤 富朗
		根橋 俊夫
		大井田 亨
		小松 英幸
		有賀 則幸
		瀬戸 真一

4. 欠席委員(1名) 3番 青木 博子

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

<農業委員会ネットワークへの諮問案件確認>

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

議案第6号 辰野町農業委員会委員の辞任について

- 報告事項
- (1) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用
 - (2) 農地中間管理事業における合意解約に係る意見書
 - (3) 農地法第 18 条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

おはようございます。大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、農業委員会総会を進行させていただきます。本日でございますが、青木委員、春日委員が欠席のご連絡をいただいております。それでは開会を野澤会長職務代理、お願いいたします。

(開会)

<野澤会長職務代理>

おはようございます。台風ということで、これから収穫のスイートコーンの心配をしております。大変忙しい中ではございますが、7 月度の総会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

どうもおはようございます。最近暑い日が続いて、ようやく雨が降って涼くなりました。先日の 6 月 6 日に植え付けをしていただいて、27 日に畑の草取りと、本当に暑い中お疲れさまでした。大きいので 50 cm くらい伸びていました。順調に収穫ができると思いますので、楽しみにしております。本当に今日のご苦労様です。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

5 番の小野委員さんと 6 番の上島委員さん、よろしく申し上げます。

<赤羽事務局長>

それでは議事に入りますので、議長を会長の方でお願いいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは議事に入らせていただきます。まずはじめに議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくをお願いします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<山田事務局次長>

1番、地図は1ページを、配置図は2ページをご覧ください。

大字辰野…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字辰野字北畑…番…、地目は畑、面積14㎡に、

住宅敷地を拡張するための申請でございます。

今回の申請は、令和3年10月5日に農地法第5条にて許可された案件に関連する件でございます。当時の申請内容ですが、地図をご覧ください。…番…は畑として利用するため3条の申請を、…番…は住宅を新築するため5条の申請を受付けました。許可後、事業は進行しておりましたが、建築確認申請手続の最終点検において、建築基準法第56条第1項第3号の北側斜線制限により、3条で取得した農地側の敷地部分が不足したため、農地の一部を農地法第4条にて住宅として追加申請していただき、許可後に住宅用地としてすでに許可済みの農地に合筆するための計画変更申請も提出いただいております。

申請地は第1種低層住居地域の用途地域内にありますので、農地法第4条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、北條委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋委員>

この件につきまして、先ほど事務局から説明のあった通りであります。現場のほうは申請人のお父さんに立ち会っていただき、こちらは宮島会長、私と、北條委員の3人で話を聞きました。当初は最初の境界地で住宅建築が済むと思っていたところ、日照権の問題で建築確認が下りないということで、急遽追加的な形で、今回14㎡を宅地建設のために手続きをしなければならないということで、特に問題はないと判断いたしました。よろしくをお願いします。

<宮島会長>

ただいま説明がありましたけれど、何か質問、ご意見ある方はいますか？ (異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字辰野字丸山…番…、地目は畑、面積268㎡を、

大字伊那富…番地…号にお住まいのBさんが取得し、駐車場を新設するための申請であります。

譲渡人のAさんは相続にて申請地を取得しましたが、高齢となり、利用する予定もないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のBさんは、町内のアパートにお住まいですが、申請地近くの実家の建て替えに伴い、家族とともに同居することとなり、駐車場が不足したため、4台分の駐車場としたい計画です。

申請地は第1種低層住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては宮島会長、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋委員>

この件も宮島会長と私の2人で現場を確認しました。立ち合いはCの担当者の方が立ち会っております。内容は事務局の説明の通りですけれど、Dのすぐ東側です。あの辺は道路が狭くて駐車場の確保が難しい中で、今回すぐ北隣のBさんが駐車場用地として使いたいということです。特に問題ないと判断しました。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

中央…番地にお住まいのEさんが所有いたします、

大字辰野字堀上…番、地目は畑、面積938㎡を、

茅野市玉川…番地…にお住まいのFさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

先月の総会におきまして、太陽光発電施設が点在する今回の申請地周辺においての、あらたな新設は行われないと申し上げましたが、今回の申請は、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設

置及び維持管理に関する条例の改正案が施行される以前に周辺住民及び関係区への説明が実施され、関係区の合意を得ており、辰野町環境条例に基づく特定発電事業計画の許可も得られています。条例改正の過渡期であるため、許可後1ヶ月以内に設置工事に着手することを条件に、今回の申請を受け付けました。

譲渡人の Eさんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作する予定もないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人の Fさんは、申請地に太陽光パネル268枚を設置し、経営安定をはかるため、売電を行いたい計画です。なお、町外にお住まいであります。設備の管理等は今回申請地を紹介した Gと管理委託契約をして定期的に行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は鉄道と山林に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむを得ないと判断いたします。

また、辰野町環境条例に基づく特定発電事業計画については許可済みです。

この件につきましては宮島会長、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋委員>

この件は先月の申請地のすぐ北側ということで、会長と一緒に確認しました。立ち合いは行政書士の Hさんです。内容的には事務局の説明の通りですが、一番懸念したことは小さなものをずるずる出している。合算したらすごく大きくなる。一番抜本的なことにつながるんじゃないかということで、色々質問してみたんですが、申請人は別の方だが管理するのは Gという岡谷の同じ業者で、他のほうではこういう事業はしないということですし、町の条例のほうも規制がかかってきましたので、この件に関しては条例の許可も受けておりますし、やむを得ないと判断いたしました。お願いします。

<宮島会長>

ただいま説明がありましたけれど、何か質問、ご意見ある方はいますか？（異議無し）無いようですので、許可に賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

中央…番地…にお住まいの Iさんが所有いたします、

大字伊那富字後沢…番…、地目は田、面積1560㎡を、

諏訪郡下諏訪町社^{やしろ}…番地…にお住まいの Jさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための

申請であります。

譲渡人の I さんは手不足のため耕作できなくなってきたことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人の J さんは、申請地に太陽光パネル304枚を設置し、経営安定をはかるため、売電を行いたい計画です。なお、町外にお住まいですが、設備の管理等は今回申請地を紹介した G と管理委託契約をして定期的に行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

また、現在申請地の一部においてお米を耕作していますので、工事着工は収穫後からとなります。

申請地は山林に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむを得ないと判断いたします。

こちらは農振農用地でありましたが、令和4年3月11日付けで農振除外の公告が済んでおります。

また、辰野町環境条例に基づく特定発電事業計画についても許可済みです。

この件につきましては上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<上島委員>

先月6月21日に、私と大井田推進委員と行政書士の H さんと現地確認に行っていました。場所は地図にある通り、(場所の説明)の、道と山に囲まれたところです。境界は明確になっており、特に問題ないと思います。隣接農地の所有者については説明済みだそうです。特に問題ないと思いますので、ご審議お願いいたします。

<宮島会長>

ただいま説明がありましたけれど、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。(異議無し) 無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計4件、5筆、面積は4,712㎡、詳細は議案書8ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計3件、3筆の利用権の設定であります。
詳細は議案書11ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と2筆、2,185㎡について10年6ヶ月の使用貸借権を、1筆、2,570㎡について10年6ヶ月の賃借権を設定するものです。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。詳細は同じく議案書11ページのとおりですが、Aさんへ2筆、2,185㎡について10年6ヶ月の使用貸借権を、1筆、2,570㎡について10年6ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と宮澤岳徳さんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。

<野澤代理>

お聞きしたいんですが、この賃借権と使用貸借権の違いは何ですか？

<事務局>

使用貸借権は貸借に対してお金が発生せず、賃借権はお金が発生しないという違いです。

<野澤代理>

相場はどのくらい？

<事務局>

大体10a あたり3000円から5000円くらいかなと思います。

<飯澤委員>

第3号と第4号は貸す方と借りる方の同じ案件になると思うので、一括で審議していただいたほうがいいかと思いますが。

<事務局>

審議は一括で提案して、採決は別々にするというのですが、いかがでしょうか？

<小松推進委員>

あり得ないことかとは思いますが、2つセットで出して、片方が OK で、片方がダメとなったらどうするのでしょうか？

<事務局>

所有者から中間管理に貸すほうが先ですので、4号が通って、3号が通らないというのはあり得ません。実務上、辰野町は担い手をあらかじめ見つけておいてから、契約を進めるようにしているので、中間管理へ預けておいて担い手が見つからないということが無いように運用しています。

<宮島会長>

よろしいでしょうか？他にご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。(異議なし)無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について朗読】

<山田事務局次長>

議案の説明の前に、下限面積の設定について、事務局より説明

～中澤 説明します～

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

1番、農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字小野…番です。詳細は議案書の13ページを、地図は9ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員に現地をご確認いただいております。

<小野委員>

事務局の説明の通り、別段の面積を定める場合の周辺農地への支障影響がないかを、6月10日に事務局2名と春日さん、私とで確認してきました。所有者の A さんの実家にあたる住居と裏にある畑で、今後親族も後を継ぐ者がいなくて、A さん自身も宮城県に住まわれているということで、管理ができないということで農地付き空き家として今後活用していきたいということであります。

現状の畑は地域の農地利用に支障がなく、将来の見通しを考えますと、農地付き空き家として再生していくのが妥当だと判断いたしましたので、ご審議をお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字横川…番…、…番、…番です。詳細は議案書の13ページを、地図は10ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに3筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、飯澤委員、立澤^{たてさわ}推進委員に現地をご確認いただいております。

<飯澤委員>

6月15日に立澤委員と仲介しております B さんと一緒に現地の説明を受けました。地図にありますように、住宅に隣接しておりまして、3筆とも地籍調査を終了していますので、境界は問題ないと思います。農機具も倉庫に保管されておりまして、別段の面積1アールの要件を満たしていると思いますので、ご審議をお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第6号、辰野町農業委員会委員の辞任について朗読】

<山田事務局次長>

辰野町農業委員会委員の辞任について、北條委員より令和4年6月21日に6月30日をもって退任したい旨の届出がございましたので、農業委員会等に関する法律第13条の規定により同意を求めるものであります。農業委員会等に関する法律第13条第1項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されており、それらの要件を満たせば辞任が認められることとなります。

北條委員の辞任の理由は、一身上の都合によるもので、ご本人は今年度はじめ頃より体調を崩され、車の運転ができない等日常生活にも支障が出てこられたことやご家族の通院、介護の負担も生じたことから、一般の良識に基づき辞任はやむを得ないものと判断されますが、もう一方の要件、農業委員会の同意については、ご本人を除く総会出席委員の過半数の賛成が必要となっており、また、市町村長の同意につきましては、農業委員会の同意が得られましたら、当総会終了後に農業委員会会長より文書で報告し、町長から同意をいただく予定となっております。

なお、北條委員の辞任に伴い、委員数は減となり、法律上、農業委員の補充が必要な場合に関する規定はございませんが、「辰野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の選任に関する規程」の第6条では、「農業委員又は推進委員に欠員が生じたときは、速やかに補充に努めなければならない。ただし、任期は、前任の残任期間とする。」と定められています。この規程に基づき、現在、後任の委員について地元の下辰野区と調整しており、通常の農業委員の選任手続きと同様に、推薦・募集等の手続きを経て、選任できたところで議会の承認を得て補充を行う予定であります。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用について、1件、議案書の16ページ、地図は11ページをご覧ください。農地法施行規則第53条において、電気事業者による送電用電気工作物等の設置については、許可不要案件となりますが、辰野町農業委員会では事業計画書等の書類を提出していただくことになっています。

大字小野字向^{むかいだ}イ田…番…、地目は畑、面積107㎡のうち2.25㎡を、

A が、携帯電話用無線基地局建設のため、コンクリート柱を建設し、無線機、電源設備を設置いたします。

いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

(2) 農地中間管理事業における合意解約に係る農業委員会意見書の提出について、1件、議案書の16ページ、地図は12ページをご覧ください。農地中間管理事業において、農地が非農業用に供される場合は原則許可できないこととされています。しかしながら、当該農地が公共の用に供される等、農業委員会よりやむを得ないとする事由を付した意見書がある場合は、例外的に解約が可能となります。このたび、辰野町に所在する B が農地転用申請を予定している事業計画地内に、農地中間管理事業が行われている2筆が含まれているため、長野県農業開発公社へ意見書を提出いたしました。

(3) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計1件、議案書の17ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○農業委員会活動記録簿の提出について(事務局 小松)

→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。

農地利用最適化活動としてカウントされるものは、カードのカラー部分のみですので、その活動が最低月 1 回入れていただきたい。長野県の目標の目安としてはそれが 10 日になるので、総会や研修は対象外となるのでご承知おきいただきたい。ソルガムの作業のように委員会全体で行うものは該当します。

○令和 4 年度農地パトロール日程について(事務局 小松)

→同じ担当地区の農業委員と推進委員がペアで日程の調整をしていただき、日程希望を記入して提出いただきたい。農地パトロールについては毎年 9 月上旬に行っていて、詳細は次回の総会で資料を配布し、説明します。今年度の予定は 9 月 1 日から 9 月 22 日までの間で実施したいと考えております。希望の日程については 7 月 22 日までに事務局へ提出してください。8 月の総会時に決定した日程表を配布させていただきます。

○農業者年金加入推進ニュース No3 及び加入推進用チラシの配布について(事務局 小松)

→お知り合いの方等に加入をお勧めください。

→総会終了後、農業者年金加入推進対策会議開催

参集者・・・加入推進部長、該当地区委員 宮木・澤底・羽場・北大出地区

○県農政部との意見交換会における意見募集について(事務局 小松)

→7月22日までに意見があれば事務局へ提出いただく。

○農地相談会について(山田事務局次長)

→本年度から新たな試みとして行うことになった農地相談会の第1回目が7月20日(水)10時～12時、役場第2会議室で行います。メディアを通じて宣伝していますが、委員さんそれぞれ地区の方等に周知していただきたい。当日は事務局も待機しているので、困ったことがあれば駆けつけます。

<赤羽事務局長>

個別に問い合わせ等はまだ無いですが、ご覧いただいているかと思われまので、よろしくお願ひします。

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培)について(根橋推進委員長)

冒頭に会長さんからも挨拶がありましたが、作業にご協力いただきましてありがとうございました。私の経験上、6月の段階からあれほど生育したことはないというくらい順調な生育だと思います。今ようやくとうもろこしようになってきて、あれから一気に夏に向かって伸びていくと思います。作業としては、これからどんどんソルガムの方が勢いがいいので草負けすることはないと思うが、養分を吸われてしまうのもう一回くらい機械を使って草取りをしたいと思います。小野の方からやってみたいと問い合わせがあり、苗が少しあったので1パレット差し上げました。少しずつ関心もあるんじゃないと思いますので、その成果をもって遊休荒廃地の解消対策のひとつとしてやっていきたい。加工に関しては、10月初旬から収穫になるので、事務局とも相談しながら実の利用を考えていきたい。米でいう玄米にするとところまではA精米でできるが、製粉はできないということでした。玄粒での利用、信州大学にも教えてもらって別途研究できればと思っています。

<赤羽事務局長>

今回の活動については一般の方にも参加いただけるということですので、今後エゴマのように広まって関心をもってもらえればと思います。

みなさんのほうから何かご意見等ありましたらお願いします。

<有賀推進委員>

先週、中学校の同級生から電話があった。埼玉県在住だが月1回は来て畑が荒らさないように耕作、管理していたが、だれか耕作してくれる人を探してもらえないかという相談を受けた。こういう場合どういった対応をとればいいのか聞きたい。

<根橋推進委員>

下辰野に行ったときに、駅裏や三輪神社裏あたりが数年前は家庭菜園的に耕作していたようなところがそのままになって荒れている。

営農組織がないような地区などは畑が耕作放棄地が目立ち始めていて、どうしたらいいのか

農業新聞を見ると、戸別訪問をして遊休農地対策に取り組んでいるような記事も見めるが、とてもできない。新たな担い手を探していくのは至難の業。こういった問題をどこにもっていったらいいのか分からない。危惧しているがどうしたらいいのか。

<赤羽事務局長>

効率的な農業ができて、それなりの単収があつてというところじゃないと、なかなか趣味の範疇でできるような部分ではない。定年も延長されていき、定年後に家庭菜園でもという人が先延ばしになっている。農地バンクの提案もしていきが、農地としてじゃなく5条への転用へ流れる可能性が高い。

<根橋推進委員>

あくまで3条。農地を農地として、親戚なり新たな担い手に集積していく。そういう情報が無いのでは動きようがない。5条にいかないように注意しなくてはならないが、優良農地がそういう状態になっているので知恵を絞っていかなくてはならない。農薬を使わない田んぼがほしいとかいう人もいるし、一部農地を農地として利用してみませんかみたいな発信を地域ごとにやっていったほうが良いと思う。

<飯澤委員>

田はまだいいが、畑は交付金も出ないので非常に厳しい。農業委員だけでは限界があるし、地元の農家が減っているなかで、地域全体で情報を共有していかなくてはならない。区長さんが発信して地区の皆さんにも情報を提供して、みんなで考えてもらえないかというようなことが大事だと思う。

景観を守っていくこと、有害鳥獣についても考えていかなくてはならない。

<赤羽事務局長>

農地パトロールの結果については区長会でも発表し伝えている。アンケートもとって地区ごとの数字や状況も示しているので、区に対しても一緒になって考えてやっていきたいと思っています。

<飯澤委員>

一緒になって動いていかなくては回っていかないと思う。

<赤羽事務局長>

町部は多面的な事業とか中山間の直接支払的な事業がない中で、今まで通りの皆さんでやって

いただく地域の出で草を刈るとかいう範疇でやっているところはあるんですけど、そういうのも含めて区のほうには投げかけていきたい。

<根橋推進委員>

上島地区は多面的機能の総会を過日開いた中で、やっぱり一つは情報。農業関係者で抱え込むんじゃなくて、地区全体の問題として考えてもらうのが大事なんじゃないかという意見が出た。もう一つは絶対的に年齢が上がるたびに草刈り一つでも大変になってくる。草刈りだけでもサポート隊を結成しようという意見があった。勤めている人でも土日くらいはできるかもしれない。問題は地域で協力してもらって、できる人からできることをやりましょう。交付金は払えるので、そういう情報を流して協力してもらいたい。地域農業は大変ですよということで情報を発信すべきだという意見が出ました。草刈りサポーターを取り込もうかという話になったんですけど、延長的に大きな動きの中でどこでもフリーに行きますよ、時給制でやっていけば地元のために汗かいて、お金も少しはもらえるとなれば、協力してくれる若い人もいるんじゃないという意見が出まして、そういうことを考えていかないと地域じゃ難しくなっている。農業委員会もどこかの場で発信してもらいたい。

<飯澤委員>

最終的には所有者の責任も重要。用途地域内はなかなか農業補助金もないので条件は悪かったり、多面的事業とか中山間事業もないので維持管理は大変だと思う。所有者の責任も重要。草が伸びて迷惑にならないようにシルバーに頼むとか、耕起くらいはしてくださいとか、責任をもってほしい。

<赤羽事務局長>

草が伸びてくると、周辺の住民の方からなんとかしてほしいと言ってくる。最終的には所有者自身が草を刈ってもらわないといけない。先ほどの草刈りサポート隊も財源や圃場があれば大いに良いと思う。高齢化で中山間事業も続けていけるのかという問題も地区によってはあるが、都市部は補助的なものがないので区で問題提起してもらえればと思う。農地についてはどう紹介をする方法ができるのかということで、早めに考えていかないと手遅れになってはいけないなどは思います。

この件はなかなかすぐ解決に結びつかないのが現状ですが、事務局や農業委員のみなさん、地区で歩み寄っていただければと思います。

先ほどの有賀さんの話もありますが、条件的な部分とか不動産屋に行って5条になるのか、5条でも買い手がいないのかというのもあるかと思いますが、なかなか農地的には難しいところもありますが、地域に投げかけるというのはいいと思う。

<有賀推進委員>

とりあえずは自分の知っている範囲の方をお願いするってことでいいですか？それでもだめってことなら、ご本人にも言って畑で売るなり宅地で売るなりやってほしいという回答ですかね。

<赤羽事務局長>

話を聞くと、自所の農地で今までご本人も管理されてきていて、段々負担になってきてやらなくなっちゃうと景観の問題や獣害の根源にもなってしまいますので、土地的な移動が見込まれるのであればしばらくは管理をお願いしたいということでお伝えいただければと思います。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:8月1日(月)14時00分 消防庁舎中会議室

(閉会)

皆さん、長時間慎重審議ありがとうございました。これにて、7月の総会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印